

瀬谷区いきいき区民活動支援補助金交付要綱

制 定 平成 17 年 2 月 23 日 瀬地振 第 717 号（区長決裁）
最近改正 令和 7 年 12 月 1 日 瀬地振 第 903 号（区長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月 25 日横浜市条例第 34 号）第 3 条に基づき、区民が自発的に行う、瀬谷区の地域課題の解決及び活性化につながる事業及び活動に対し交付する瀬谷区いきいき区民活動支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることにより、幸せが実感できる瀬谷づくりを実現していくことを目的として制定する。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助の種類と趣旨）

- 第3条 この要綱による補助の種類と趣旨は次のとおりとする。

- (1) 事業支援
交付対象団体が行う、瀬谷区の地域課題の解決及び活性化に向けた事業の支援
- (2) テーマ型事業支援
交付対象団体が行う、瀬谷区の地域課題の解決及び活性化に向けて、区があらかじめ定めたテーマに取り組む事業の支援
- (3) 団体支援
交付対象団体が行う、瀬谷区の地域課題の解決及び活性化に向けた団体活動の支援

（事業支援の対象団体）

- 第4条 事業支援に係る補助金の交付対象団体は、次の全ての要件に該当する団体とする。

- (1) 構成員が 5 人以上でその半数以上が瀬谷区内に在住・在勤・在学する者である団体または瀬谷区民を対象にかつ瀬谷区を中心に活動する団体
- (2) 今後 1 年以上継続して活動する見込みがある団体
- 2 次の全ての要件に該当する団体については、年間の事業に関して補助金を交付できるものとする。
- (1) 活動趣旨を共有する、瀬谷区内の複数団体又は個人（60 人以上）で構成される団体
- (2) 瀬谷区内の他の団体と連携しながら活動し、瀬谷区内での長い活動実績（5 年以上）があり、かつ年間を通じて広く瀬谷区民を対象とした公益的な活動を行う団体
- (3) 社会貢献活動を行う団体
- (4) 今後 1 年以上継続して活動する見込みがある団体

（テーマ型事業支援の対象団体）

- 第5条 テーマ型事業支援に係る補助金の交付対象団体は、次の全ての要件に該当する団体とする。

- (1) 構成員が 5 人以上でその半数以上が瀬谷区内に在住・在勤・在学する者である団体または瀬谷区民を対象にかつ瀬谷区を中心に活動する団体
- (2) 今後 1 年以上継続して活動する見込みがある団体
- 2 次の全ての要件に該当する団体については、年間の事業に関して補助金を交付できるものとする。
- (1) 活動趣旨を共有する、瀬谷区内の複数団体又は個人（60 人以上）で構成される団体
- (2) 瀬谷区内の他の団体と連携しながら活動し、瀬谷区内での長い活動実績（5 年以上）があり、かつ年間を通じて広く瀬谷区民を対象とした公益的な活動を行う団体
- (3) 社会貢献活動を行う団体

(4) 今後1年以上継続して活動する見込みがある団体

(団体支援の対象団体)

第6条 団体支援に係る補助金の交付対象団体は、次の全ての要件に該当する団体とする。

- (1) 構成員が3人以上でその半数以上が瀬谷区内に在住・在勤・在学する者である団体または瀬谷区民を対象にかつ瀬谷区を中心に活動する団体
- (2) 今後1年以上継続して活動する見込みがある団体
- (3) 法人格を有しない団体

(事業支援の対象事業)

第7条 事業支援に係る補助金の交付対象事業は、交付対象団体が行う、瀬谷区の地域課題の解決及び活性化につながる講座や催し等の事業とし、うち参加者等が概ね30人以上300人未満見込まれるものの中規模事業、300人以上見込まれるものの大規模事業とする。

2 前項に規定する大規模事業のうち、第4条第2項の交付対象団体が年間を通じて行う事業を、年間事業とする。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) この補助金の交付を受けずとも実施できる事業又は同一の事業内容で横浜市及び横浜市の外郭団体等から補助・助成等の資金援助を受けている若しくは受ける予定の事業
- (4) その他区長が不適切と認めた事業

(テーマ型事業支援の対象事業)

第8条 テーマ型事業支援に係る補助金の交付対象事業は、交付対象団体が行う、瀬谷区があらかじめ定めたテーマに取り組む事業とし、うち参加者等が概ね30人以上300人未満見込まれるものの中規模事業、300人以上見込まれるものの大規模事業とする。

2 前項に規定する事業で交付対象団体が年間を通じて行う事業を、テーマ型年間事業とする。

3 テーマ型事業支援は、1テーマにつき上限3年とし、他テーマと重複しての補助は行わない。また、テーマ型事業支援適用後、3年間は適用年数に関わらず、テーマ型事業支援の適用は行わない。

4 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) この補助金の交付を受けずとも実施できる事業又は同一の事業内容で横浜市及び横浜市の外郭団体等から補助・助成等の資金援助を受けている若しくは受ける予定の事業
- (4) その他区長が不適切と認めた事業

(団体支援の対象活動)

第9条 団体支援に係る補助金の交付対象活動は、交付対象団体が行う活動のうち、次のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 瀬谷区の地域課題の解決及び活性化につながる事業の実施に向けた活動
- (2) 地域で活動するための手法の習得に関する活動

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする活動
- (3) この補助金の交付を受けずとも実施できる活動又は同一の活動内容で横浜市及び横浜市の外郭団体等から補助・助成等の資金援助を受けている若しくは受ける予定の活動
- (4) 過去3年間にこの補助金を受けて事業を行った団体と構成員が2名以上同一の団体
- (5) その他区長が不適切と認めた活動

(事業支援の補助金額等)

第10条 事業支援に係る補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において区長が決定し、一団体あたりの上限は、補助対象経費の10分の7又は10万円（大規模事業においては50万円）のいず

れか少ない額とする。

- 2 年間事業支援に係る補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において区長が決定し、一団体あたりの上限は、補助対象経費の10分の7又は50万円のいずれか少ない額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業については、一団体あたりの上限は、補助対象経費の10分の9又は10万円（大規模事業においては50万円）のいずれか少ない額とする。
 - (1) 障害当事者で構成された団体が実施する、区長が特に必要と認める事業
 - (2) その他区長が特に必要と認める事業
- 4 前3項に定める補助は年度を通じて一団体あたり1回とし、重複しての補助は行わないものとする。
- 5 補助金の上限額を算出する際に生じる100円未満の端数は切り捨てとする。
- 6 区長は、補助目的を達成するため、補助金の交付に加え、その他必要な支援を行うことができる。

(テーマ型事業支援の補助金額等)

- 第11条 テーマ型事業支援に係る補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において区長が決定し、一団体あたりの上限は、補助対象経費の10分の8又は12万円（大規模事業においては55万円）のいずれか少ない額とする。
- 2 テーマ型年間事業支援に係る補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において区長が決定し、一団体あたりの上限は、補助対象経費の10分の8又は12万円（大規模事業においては55万円）のいずれか少ない額とする。

(団体支援の補助金額等)

- 第12条 団体支援に係る補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において区長が決定し、一団体あたりの上限は、補助対象経費の合計額又は5万円のいずれか少ない額とする。
- 2 前項に定める補助は年度を通じて一団体あたり1回とし、同一団体の活動への補助は3回を限度とする。
 - 3 区長は、補助目的を達成するため、補助金の交付に加え、その他必要な支援を行うことができる。

(補助対象経費)

- 第13条 この要綱において、補助対象経費は、対象事業を推進するにあたり必要な経費のうち、別表に定めるものとする。
- 2 補助対象経費を算出する際に生じる1円未満の端数は切り捨てとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。
 - 4 第1項別表に定める補助対象経費において、補助・助成等の資金援助を同一同種の項目に重複して充てることはできないものとする。
 - 5 国、県それらの外郭団体及び民間の補助制度が適用される場合にあっては、第1項別表に定める経費から当該補助額を控除した額を補助対象経費とする。

(交付の申請)

- 第14条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに、次の書類を区長に提出しなければならない。
- (1) いきいき区民活動支援補助金交付申請書（事業支援においては第1号様式、テーマ型事業支援においては第17号様式、団体支援においては第2号様式）
 - (2) 事業計画書（事業支援及びテーマ型事業支援においては第3号様式、団体支援においては第4号様式）
 - (3) 収支予算書（第5号様式）
 - (4) 団体概要書（第6号様式）
 - (5) 団体の規約、会則その他これらに類する書類及び団体の構成員名簿
 - (6) その他区長が必要と認める書類

- 2 第4条第2項及び第5条第2項に該当する団体が年間の事業に対して申請する場合は、前項6号に加え、団体の構成団体がわかる名簿又は全会員の名簿を提出することとする。
- 3 第4条第2項及び第5条第2項に該当する団体が年間の事業に対して申請する場合は、第1項第3号に加え、事業ごとの収支予算書を添付するものとする（第5号様式の2）。

（交付の決定等）

- 第15条 区長は、補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適當と認めたときは、申請者にいきいき区民活動支援補助金交付決定通知書（第7号様式。以下「決定通知書」という。）を交付する。また、補助しないことを決定したときは、申請者にいきいき区民活動支援補助金不交付決定通知書（第8号様式）を交付する。
- 2 区長は、事業支援の審査にあたり、瀬谷区いきいき区民活動支援補助金検討会の委員に意見を求めることができる。
 - 3 瀬谷区いきいき区民活動支援補助金検討会の運営に関する事項は、別に定める。
 - 4 区長は、補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、交付対象団体のスキルアップに資する研修の受講等、補助目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

- 第16条 補助金規則第9条に規定する申請の取下げ期日は、決定通知書の交付日から起算して15日以内とする。

（事業の変更等）

- 第17条 補助金の交付決定を受けた団体は、対象事業の目的及び内容を変更することはできない。ただし、簡易な変更については、この限りではない。この場合は、事前に次の書類を区長に提出しなければならない。
- (1) いきいき区民活動支援補助金交付事業変更申請書（第9号様式）
 - (2) 事業計画書（事業支援及びテーマ型事業支援においては第3号様式、団体支援においては第4号様式）
 - (3) 収支予算書（第5号様式）
 - (4) 決定通知書の写し
- 2 区長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、当該申請を行った団体にいきいき区民活動支援補助金交付事業変更承認通知書（第10号様式）を交付する。

（報告書等の提出）

- 第18条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業完了日から起算して30日以内に、次の書類を区長に提出しなければならない。
- (1) いきいき区民活動支援補助金交付事業実績報告書（第11号様式）
 - (2) 事業報告書（事業支援及びテーマ型事業支援においては第12号様式、団体支援においては第13号様式）
 - (3) 収支決算書（第14号様式）
 - (4) 補助対象経費に係る1件10万円以上の領収書その他の支出を証する書類又はその写し（以下「領収書等」という。）
 - (5) その他区長が必要と認める書類
- 2 補助金規則第14条第5項のただし書きに規定する区長が必要と認めるものは、第13条別表に定めるもののうち、報償費、交通費及び食糧費に係る1件10万円未満の領収書等とする。
- 3 支援金の補助対象経費に係る領収書等又はその写しを全て提出することとする。
- 4 第4条第2項及び第5条第2項に該当する団体が年間の事業に対して申請する場合は、第1項第3号に加え、事業ごとの収支決算書を添付するものとする（第14号様式の2）。

（補助金交付額の確定）

- 第19条 補助金規則第15条に規定する補助金額確定の通知は、いきいき区民活動支援補助金額確定通知書（第15号様式。以下「確定通知書」という。）により行うものとする。

(交付時期の特例)

第 20 条 補助金規則第 17 条に規定するところにより、区長が必要と認めるときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 事業完了前に補助金を交付する場合は前払いとする。

(交付の請求)

第 21 条 補助金の交付決定を受けた団体は、確定通知書を受理したときはその写しとともに、いきいき区民活動支援補助金請求書（第 16 号様式。以下「請求書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 交付時期の特例を受ける団体は、決定通知書を受理したときはその写しとともに、請求書を区長に提出しなければならない。

(必要書類の提出方法)

第 22 条 書類については、紙提出以外の方法（電子メールや FAX）でも提出することができる。

(関係書類の整備保管等)

第 23 条 補助金規則第 26 条に規定する関係書類の保存期間は、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(書類の閲覧)

第 24 条 補助金の交付決定を受けた団体及び区長は、この要綱に規定する各様式（第 8 号様式、第 15 号様式及び第 16 号様式を除く。）及びその添付書類（団体の構成員名簿を除く。）を、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月 25 日横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、一般的の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則（平成 25 年 2 月 15 日横浜市規則第 15 号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり行うものとする。

| 閲覧に供する者 閲覧に関する事項 | 補助金の交付を受けた団体 | 区長 |
|---------------------|--|---------------|
| 閲覧場所 | 代表者の住所又はその他団体が指定する場所 | 瀬谷区役所総務部地域振興課 |
| 閲覧時間 | 団体が指定する時間 | 区役所の事務取扱時間 |
| 閲覧期間 | 補助金の交付を受けた日から 2 年間とする。ただし、第 11 号様式から 14 号様式及び 17 号様式までの書類及びその添付書類においては当該書類を区長に提出した日から 2 年間とする。 | |

(その他)

第 25 条 この要綱に定めのあるものほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 2 月 23 日から施行し、平成 18 年度の予算に係る支援から適用する。

この要綱は、平成 20 年 2 月 14 日から施行し、平成 20 年度の予算に係る支援から適用する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 2 月 28 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る支援から適用する。

この要綱は、平成 24 年 1 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 4 年 2 月 21 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 5 年 12 月 4 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、第 3 条第 1 項第 2 号に規定するテーマ型事業支援については、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行し、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 補助対象経費

| 種別 | 対象項目 |
|-------------|---|
| (1) 報償費 | 外部の講師、指導者、出演者又は協力者等、団体の構成員以外の者（以下「講師等」という。）に対する謝礼（食料品を除く） |
| (2) 交通費 | ア 公共交通機関の乗車運賃 イ タクシー利用料金 ウ 有料駐車場利用料金 エ 有料道路利用料金 |
| (3) 消耗品費 | ア 事務用品、物品、図書の購入費 イ 燃料 ウ 原材料費 |
| (4) 食糧費 | ア 事業当日、前日準備及び翌日撤去の従事者の飲料代 イ 事業当日の講師等の飲料代 ただし、補助対象経費合計額（食糧費を除く）の 5 % 又は 1 万円のいずれか少ない額を上限とする。 |
| (5) 印刷費 | 資料、広報用のチラシ、ポスター等の印刷費 |
| (6) 通信運搬費 | ア はがき代、切手代、郵送料 イ 運送業者へ支払う運搬費 ウ プリペイド携帯等の通信費 |
| (7) 広告料 | 新聞・雑誌等への広告掲載料 |
| (8) 手数料 | 収入証紙等 |
| (9) 使用料・賃借料 | ア 会場及び付帯設備の借上げ経費（家賃は除く。） イ 機材・物品の賃借料 |

| | |
|----------|---|
| | <p>ウ レンタカー使用料 エ 音楽・写真等の著作権使用料 使用料・賃借料は補助対象経費合計額の1／2を超えない額とする。ただし、自治会町内会との連携を行っているなどの場合は、個々の事業内容によって判断するものとする。</p> |
| (10) 保険料 | 保険料（団体構成員のみが加入するものを除く。） |
| (11) 委託料 | 団体では実施が困難な業務（会場設営、機材運搬、機器修繕等）の委託料 |
| (12) その他 | その他区長が必要と認めた経費 |